

## 船舶事故調査報告書

令和7年11月19日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	転覆
発生日時	令和7年5月8日 06時00分頃
発生場所	愛知県田原市姫島漁港北西方沖 三河姫島漁港西防波堤灯台から真方位301° 1.9海里付近 (概位 北緯34° 42.4' 東経137° 12.3')
事故の概要	漁船第八三昇丸は、揚網作業中、転覆した。
事故調査の経過	令和7年6月9日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 第八三昇丸、4.9トン
船舶番号、船舶所有者等	A C 3 - 4 7 1 7 3 (漁船登録番号)、個人所有 第240-68147号 (船舶検査済票の番号)
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	濡損 (全損)
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 東、風速 約1m/s、視界 良好 海象：波高 約0.3m
事故の経過	本船は、船長ほか1人が乗り組み、愛知県西尾市栄生漁港を出航した後、姫島漁港北西方沖の漁場で貝桁網漁を開始した。 船長は、海中に漁具を投入しながら約4～5ノットの対地速力で操船していた際、漁具が海底に引っ掛かるような感じがしたので本船を漂泊させ、漁具を揚げて確認することとした。 本船は、左舷側の巻揚機を作動させていたが、途中で漁具が揚がらなくなり、船体が左舷側に傾斜し始めた。このような経験がこれまでなかった船長は慌ててしまいすぐに巻揚機を停止できずにいたところ、左舷側に大きく傾斜するとともに大量の海水が甲板上に流入して左舷側から転覆した。 船長及び乗組員は、落水後、付近で操業中の僚船に救助され、栄生漁港に運ばれた。 本船は、転覆後に沈没したが、後日、引き揚げられて西尾市一色漁港に陸揚げされた。 船長は、約38年の漁業及び操船の経験があった。 船長及び乗組員は、救命胴衣を着用していた。
分析	本船は、揚網作業中、海底の障害物に引っ掛けた漁具が揚がらなくなった際、船長が巻揚機を停止しなかったことから、船体が漁具に引っ張られる状態となって左舷側に大傾斜するとともに大量の海水が船内に流入し、左舷側から転覆したものと考えられる。

	船長は、海底の障害物に漁具が引っ掛けたことがなかったことから、どのように対応してよいか判断ができず、すぐに巻揚機を停止できなかつたものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、揚網作業中、海底の障害物に引っ掛けた漁具が揚がらなくなった際、船長が巻揚機を停止しなかつたため、船体が左舷側に大傾斜するとともに大量の海水が船内に流入し、左舷側から転覆したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・小型漁船の船長は、揚網機で漁網を巻揚げ中、漁網が海底の障害物等に引っ掛けたまま巻揚げができなくなった場合には、速やかに揚網機を停止すること。